

熊本県公報

号外 第 8 号
平成 15 年 3 月 31 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則……………	(教育委員会) 1
○熊本県企業局荒瀬ダム対策室設置規程……………	(企業局) 2
○熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程……………	(") 3
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する管理規程……………	(") 4
○熊本県企業局職員規程の一部を改正する規程……………	(") 5
○熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程……………	(") 5
○熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令……………	(教育委員会) 6
○熊本県教育庁処務規程等の一部を改正する訓令……………	(") 6
○熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令……………	(") 12
○平成14年2月27日熊本県教育委員会告示第3号の一部改正……………	(") 13
○指導力不足教員等に関する判定審議会設置規程……………	(") 13
○指導力不足教員等に関する判定委員会設置規程……………	(") 14

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則
- (1) 熊本県教育庁の組織改編に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。(第1条関係)
 - (2) 熊本県立教育センター、熊本県立青年の家、熊本県立少年自然の家、熊本県立美術館、熊本県立装飾古墳館及び熊本県立青少年の家の所(館)長の専決事項に、次の事項を加えることとした。(第2条―第7条関係)
 - ① あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること。
 - (3) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

規 則

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則(熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則(昭和36年熊本県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。